

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和8年4月16日(木) 午前10時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

第1 議案第20号 令和8年度教育課題の選定について

第2 議案第21号 令和8年度墨田区立幼稚園就園指導委員会委員の委嘱について

報告事項

第1 教育課題の進捗状況について(資料1)

第2 墨田区教育委員会事務局処務規則及び墨田区教育委員会公印規則の一部改正について(資料2)

第3 墨田区立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について(資料3)

第4 墨田区立図書館条例施行規則の一部改正について(資料4)

第5 墨田区立ひきふね図書館処務規則の一部改正について(資料5)

第6 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について(資料6)

第7 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について(資料7)

第8 墨田区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程外1件の一部改正について(資料8)

第9 墨田区立学校文書管理規程の一部改正について(資料9)

第10 「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」の一部改正に係る協議について(資料10)

第11 令和8年度墨田区学校安全衛生管理者の選任及び墨田区学校安全衛生委員会委員の指名について(資料11)

第12 寄付者への感謝状の贈呈について(その1)(資料12)

第13 寄付者への感謝状の贈呈について(その2)(資料13)

第14 寄付者への感謝状の贈呈について(その3)(資料14)

第15 自閉症・情緒障害等特別支援学級令和9年度設置予定校について(資料15)

第16 令和8年度墨田区立小・中学校学級編制について(資料16)

第17 学校医等退任に伴う感謝状の贈呈について(資料17)

第18 学校運営協議会委員の任命について(資料18)

第19 令和6・7年度墨田区青少年委員退任に伴う感謝状の贈呈について(資料19)

第20 令和8・9年度墨田区青少年委員の委嘱について(資料20)

議案第20号

令和8年度教育課題の選定について

上記の議案を提出する。

令和8年4月16日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり定める。

(提案理由)

墨田区教育委員会の重要な事業の進捗状況を的確に把握・管理するとともに、効率的な執行を確保していくため、令和8年度における教育課題として定める必要がある。

令和 8 年度 教育課題の選定について

重要事業が計画どおり進められるよう進行管理するとともに、効率的な執行を確保することを目的とし、該当する事業を「教育課題」として指定する。

なお、指定した事業については、以下の区分（特別課題、一般課題）に分けて、教育委員会定例会において、進捗状況等を報告する。

【特別課題（毎月報告）】

1 不登校防止対策の充実【継続：指導室、教育センター】

増加する不登校の未然防止・早期対応策として、教育センターや校内スモールステップルームの運営、スクールソーシャルワーカーの派遣など、児童・生徒や保護者等を支援していくための様々な取組等について、進行管理を行う必要がある。

【一般課題（四半期毎報告）】

2 学校施設の改築・改修等【継続：学校改築計画担当】

「墨田区学校施設長寿命化計画」に基づく二葉小学校の屋内運動場棟の増築工事及び、「墨田区学校改築基本計画」に基づく改築対象校（八広小、第三吾嬬小等）の改築設計等の進捗状況について進行管理を行う必要がある。

3 「墨田区学力向上新 3 か年計画（第 4 次）」の推進及び「すみだ教育指針」の改定【一部新規：すみだ教育研究所】

「知識・技能、思考力・判断力・表現力」といった認知能力と関連の強い非認知能力の育成を通じて一層の学力向上を図る」という基本方針のもと、その進捗状況について、進行管理を行う必要がある。また、すみだ教育指針（教育振興基本計画）について今年度末の計画期間満了に伴う改定状況について進行管理を行う必要がある。

4 わんぱく天国リニューアル【新規：地域教育支援課】

開設から 39 年が経過したわんぱく天国のリニューアルに向け、設備面では、わんぱく広場・やすらぎ広場及びすみだわんぱく砦の設計を進めるとともに、運営面では、委託事業者による運営を開始することから、その進捗状況について進行管理を行う必要がある。

令和8年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

No. 1

課題№		1	事業名	不登校防止対策の充実							主管課		指導室	
執行 計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	■校内スモールステップルームの運用 ■校内別室学級の運用 ■巡回教員の活用 ■スクールソーシャルワーカーの派遣 ■教育支援センター等との連携 ■現状の把握・分析			■支援員へのヒアリング					■支援員へのヒアリング			■支援員へのヒアリング		
		■連絡会の実施					■連絡会の実施				■連絡会の実施			
進捗														
実績														

進捗 ○：順調、×：遅延、 ：その他（ ）

令和8年度 教育課題(一般課題) 執行計画書兼実績報告書

No. 2

課題№		2	事業名	学校施設の改築・改修等							主管課		庶務課	
執行 計画	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
	二葉小学校屋内運動場棟新築工事及び工事監理					▲ 供用開始								
	八広小学校改築に伴う設計委託及びコンストラクションマネジメント業務委託									八広小学校改築工事				
	八広小学校改築に伴うプール棟等解体工事								契約締結 ▲					
	八広小学校改築に伴う文化財調査委託（試掘）				八広小学校改築に伴う文化財調査委託（本掘）									
					学校改築事業プロジェクト CM 業務委託									
	契約締結 ▲													
進捗	▲ 第三吾嬬小設計と条件整理開始				▲ プロポーザル告示				プロポーザル ▲		契約締結 ▲			
実績														

進捗 ○：順調、×：遅延、 ：その他（ ）

令和8年度 教育課題(一般課題) 執行計画書兼実績報告書

No. 3

課題№		3	事業名		「墨田区学力向上新3か年計画（第4次）」の推進及び「すみだ教育指針」の改定						主管課		すみだ教育研究所		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
執行 計画	「墨田区学力向上新3か年計画（第4次）」の推進														
	■全国学力・ 学習状況調査 ■墨田区学 習状況調査 ■学習ふり かえり期間 ■教育長メ ッセージ ■中学生放 課後学習支 援事業				■指導のポ イント集	■教育委員 会報告(学習 状況調査結 果)	■議会報告 (学習状況 調査結果) ■学力向上 ヒアリング	■学力向上 推進会議		■後期学習 状況調査(学 力向上マネ ジメント推 進校)					
							■学習ふり かえり期間				■学習ふり かえり期間				
					■教育長メ ッセージ			■教育長メ ッセージ			■教育長メ ッセージ				
				■契約事務	■受講者募 集	■受講者ガ イダンス	■事業開始								
進捗	「すみだ教育指針」の改定														
	■教育委員 会報告(改定 方針) ■検討会(第 1回)		■意識調査	■検討会(第 2回)		■検討会(第 3回)		■教育委員 会報告(素 案)	■議会報告 (素案)	■パブリッ クコメント ■検討会(第 4回)	■教育委員 会報告				
実績															

進捗 ○：順調、×：遅延、 ：その他()

令和8年度 教育課題(一般課題) 執行計画書兼実績報告書

No. 4

課題№		4	事業名	わんぱく天国リニューアル							主管課		地域教育支援課	
執行 計画	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
	●リニューアルの検討			●検討委員会の開催				●検討委員会の開催			●検討委員会の開催			
												●議会報告		
	●わんぱく広場・やすらぎ広場 （土木工事）実施設計													
	●すみだわんぱく砦（建築工事） 基本・実施設計													
				●不要物撤去 （倉庫,備品,風車）										
	●委託事業者による運営													
●千葉大学への調査研究委託 （リニューアルに係る調査・助言）														
進捗														
実績														

進捗 ○：順調、×：遅延、 ：その他()

令和7年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題№	1	事業名	不登校防止対策の充実								主管課	指導室	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
執行 計画	■校内スモールステップルームの運用			■支援員へのヒアリング					■支援員へのヒアリング			■支援員へのヒアリング	→
	■校内別室学級の運用												→
	■巡回教員の活用												→
	■スクールソーシャルワーカーの派遣	■連絡会の実施					■連絡会の実施					■連絡会の実施	→
	■教育支援センター等との連携												→
	■現状の把握・分析												→
進捗													
実績	3月実績 ■校内スモールステップルームの運用 校内別室指導支援員による利用生徒の支援 ■校内別室学級の運用（設置校：桜堤中学校） 在籍人数合計 30 名（内訳：1 年生 11 名、2 年生 10 名、3 年生 9 名） ■巡回教員の活用（桜堤中学校以外の中学校 9 校） ・巡回校 9 校の巡回支援 ■スクールソーシャルワーカーの派遣 ・学校訪問及びケース対応 ■教育支援センター等との連携 ・すみだバーチャルサポートルームの運用 ■現状の把握・分析 毎月の学校からの報告を基に現状を把握・分析 進捗：○												

進捗 ○：順調、×：遅延、 ：その他（ ）

令和7年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題№	2	事業名	「墨田区学力向上新3か年計画（第3次）」の推進及び第4次計画の策定								主管課	すみだ教育研究所	
執行 計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	「墨田区学力向上新3か年計画（第3次）」の推進												
	■全国学力・学習状況調査 ■墨田区学習状況調査 ■教育長から児童・生徒へのメッセージ発出 ■学習ふりかえり期間 ■すみだスクールサポーターの派遣			■指導のポイント集作成 ■教育長から児童・生徒へのメッセージ発出	■教育委員会報告・検討（墨田区学習状況調査結果）	■議会報告（墨田区学習状況調査結果） ■学力向上ヒアリング ■指導のポイント集配信 ■学習ふりかえり期間	■学習状況調査結果公表 ■学力向上推進会議 ■教育長から児童・生徒及び教職員へのメッセージ発出 ■学習意欲に関する共同研究事業			■教育長から児童・生徒及び教員へのメッセージ発出 ■学力向上マネジメント推進校学習状況調査 ■学習ふりかえり期間			
	「墨田区学力向上新3か年計画（第4次）」の策定												
	■計画策定検討会（第1回）		■計画推進事業調査	■計画策定検討会（第2回）		■計画策定検討会（第3回）	■教育委員会報告・検討（素案）		■議会報告（素案）	■教育委員会報告・検討（最終案）		■議会報告（最終案）	
進捗													
実績	3月実績 ■「墨田区学力向上新3か年計画（第3次）」の推進 ・すみだスクールサポーター（SST）の登録、派遣 ・学習ふりかえり期間の実施 ■「墨田区学力向上新3か年計画（第4次）」の策定 ・教育委員会報告 ・議員情報提供												
進捗：○													

進捗 ○：順調、×：遅延、 ：その他()

令和7年度 教育課題(一般課題) 執行計画書兼実績報告書

課題№		3	事業名	学校施設の改築・改修等								主管課	庶務課	
執行 計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	二葉小学校屋内運動場棟新築工事及び工事監理（令和8年7月まで）													
				既存校舎改修								→		
	八広小学校改築事業に伴うコンストラクションマネジメント業務委託（令和8年6月まで）													
					八広小学校改築事業に伴う設計委託（令和8年6月まで）							→		
	保護者説明 近隣説明					基本設計完了						→		
	八広小学校改築事業に伴う既存プール棟外解体工事（令和8年6月まで）													
			契約締結▲	近隣説明会		解体工事着手						→		
学校改築基本計画策定														
			調査委託起工					議会報告	パブコメ			計画公表→		
進捗														
実績	1～3月実績													
	【二葉小学校】 1～3月：屋内運動場棟の新築工事													
実績	【八広小学校】 1～3月：校舎改築実施設計 既存プール棟外解体工事 2月：近隣説明会実施 3月：関係法令手続き実施													
	【学校改築基本計画】 2月：子ども文教委員会に報告 3月：学校改築基本計画公表													
進捗：○														

進捗 ○：順調、×：遅延、 ：その他()

墨田区教育委員会事務局処務規則及び墨田区教育委員会公印規則 の一部改正について

1 理由

令和 8 年度組織改正により、教育委員会事務局に学校改築担当部長及び学校改築担当課長を新設すること等に伴い、標記規則を改正する必要がある。

2 改正規則及び改正概要

(1) 墨田区教育委員会事務局処務規則

教育委員会事務局に学校改築担当部長及び学校改築担当課長の職を新設し、これらの担任意務を定めるとともに、学校改築計画に関する事務を担当する副参事の職を廃止するほか、係長ポストの見直しに伴い、課務担当主査の職を廃止し、担当係長の職を新設する。

(2) 墨田区教育委員会公印規則

学校改築担当部長の職の新設に伴い、当該職の公印を新たに定めるとともに、現在設置していない教育委員会事務局参事の印を廃止する。

3 教育長の臨時代理

本件規則の決定及び公布から施行までの間、教育委員会定例会を開催するいとまがないため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 3 0 日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

4 改正文（新旧対照表）

別紙のとおり

5 施行期日等

令和 8 年 4 月 1 日

墨田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

墨田区教育委員会事務局処務規則（昭和50年墨田区教育委員会規則第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（次長、課長及び係長等） 第5条 事務局に次長を、課に課長を、室に室長を、所に所長を、係に係長を置く。 <u>2 事務局に学校改築担当部長及び学校改築担当課長を置く。</u> <u>3 事務局に参事及び副参事を置くことができる。</u> <u>4 参事及び副参事の担任意務は、教育長が定める。</u> <u>5 庶務課、学務課及び地域教育支援課に担当係長を置く。</u> <u>6 指導室に統括指導主事及び指導主事を置く。</u> <u>7 地域教育支援課に社会教育主事を置く。</u> <u>8 地域教育支援課に社会教育主事補を置くことができる。</u> <u>9 課及び係に主査を置くことができる。</u> <u>10 担当係長及び主査の担任意務は、次長が定める。</u> （次長等の職責） 第6条 次長は、教育長の命を受け、事務局の事務（次項の事務を除く。）をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 <u>2 学校改築担当部長は、教育長の命を受け、第11条庶務課の部第20号から第23号までに掲げる事務をつかさどり、当該担任意務に従事する職員を指揮監督する。</u> <u>3 課長、室長及び所長は、上司の命を受け、課、室又は所の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</u> <u>4 前項の規定にかかわらず、学校改築担当課長は、上司の命を受け、第11条庶務課の部第20号から第23号までに掲げる事務をつかさどり、当該担任意務に従事する</u>	〔同左〕 第5条 〔同左〕 〔新設〕 <u>2 〔同左〕</u> <u>3 参事及び副参事の担任意務は、教育長が定める。</u> <u>4 庶務課、学務課及び地域教育支援課に課務担当主査を置く。</u> <u>5 〔同左〕</u> <u>6 〔同左〕</u> <u>7 〔同左〕</u> <u>8 係に主査を置くことができる。</u> <u>9 課務担当主査及び主査の担任意務は次長が定める。</u> 〔同左〕 第6条 次長は、教育長の命を受け、事務局の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 〔新設〕 <u>2 〔同左〕</u> 〔新設〕

職員を指揮監督する。

5 第3項の規定にかかわらず、庶務課長は、前項の事務以外の課の事務をつかさどるものとする。

6 参事及び副参事は、上司の命を受け、担
任事務をつかさどる。

(係長等の職責)

第7条 係長は、上司の命を受け、係の事務
をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 担当係長主査は、上司の命を受け、担任
事務をつかさどり、その事務に従事する職
員を指揮監督する。

3 主査は、上司の命を受け、担任の事務を
処理する。

(統括指導主事等の職責)

第7条の2 統括指導主事は、上司の命を受
け、学校教育に関する専門的事務を処理す
る。

2 [略]

3 指導主事は、上司又は統括指導主事の命
を受け、学校教育に関する専門的事務を処
理する。

4 社会教育主事は、上司の命を受け、社会
教育に関する専門的事務を処理する。

(事案の専決)

第10条 教育長、次長、学校改築担当部長、
課長(学校改築担当課長を含む。)、室長
及び所長が専決できる事案に関しては、別
に定める。

(課等の分掌事務等)

第11条 各課、指導室及びすみだ教育研究
所の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

1～19 [略]

20 施設の維持管理等に関すること。

21 施設の改築・修繕計画に関するこ
と。

3 [同左]

4 第11条庶務課の部第21号に掲げる事
務を担当する副参事は、上司の命を受け、
当該担任事務に従事する職員を指揮監督す
ることができる。

[同左]

第7条 [同左]

2 課務担当主査は、上司の命を受け、担任
事務をつかさどり、その事務に従事する職
員を指揮監督する。

3 主査は、上司の命を受け、担任の事務を
つかさどる。

[同左]

第7条の2 統括指導主事は、上司の命を受
け、学校教育に関する専門的事務をつかさ
どる。

2 [略]

3 指導主事は、上司又は統括指導主事の命
を受け、学校教育に関する専門的事務をつ
かさどる。

4 社会教育主事は、上司の命を受け、社会
教育に関する専門的事務をつかさどる。

[同左]

第10条 教育長、次長、課長、室長及び所
長が専決できる事案に関しては、別に定め
る。

[同左]

第11条 [同左]

庶務課

1～19 [略]

20 施設の維持管理に関すること。

21 施設の建築計画に関すること。

2 2 学校施設の使用承認に関すること。	2 2 〔同左〕
2 3 区立学校適正配置に関すること。	2 3 〔同左〕
2 4 ~ 2 6 〔略〕	2 4 ~ 2 6 〔略〕
学務課 〔略〕	学務課 〔略〕
指導室 〔略〕	指導室 〔略〕
すみだ教育研究所 〔略〕	すみだ教育研究所 〔略〕
地域教育支援課 〔略〕	地域教育支援課 〔略〕

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

墨田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

墨田区教育委員会公印規則（昭和41年墨田区教育委員会規則第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後						改 正 前					
別表第 1						別表第 1					
公印名	番号	書体	寸法	用途	管守者	公印名	番号	書体	寸法	用途	管守者
教育委員会印 ～教育委員会 事務局次長印	1～ 8	〔略〕				教育委員会印 ～教育委員会 事務局次長印	1～ 8	〔略〕			
教育委員会事務 局学校改築 担当部長印	9	同	同	同	庶務課施設 担当係 長のうち 庶務課長 があらかじめ 指定 した職員	教育委員会事務 局参事印	9	同	同	同	同
区立各学校印 ～教育委員会 割印	10 ～ 23	〔略〕				区立各学校印 ～教育委員会 割印	10 ～ 23	〔略〕			
別表第 2						別表第 2					
1～8		9		10～23		1～18		9		10～23	
〔略〕		部 学 校 改 築 担 当 印		墨 田 区 教 育 委 員 会 事 務 局		〔略〕		局 参 事 印		墨 田 区 教 育 委 員 会 事 務	

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

墨田区立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

1 理由

学校教育法の一部改正により主務教諭の職が新設されることに伴い、区立小中学校に同職を置くことができることとするとともに、同職の職名及び校務分掌を定めるため、標記規則を改正する必要がある。

2 改正規則及び概要

(1) 墨田区立小中学校の管理運営に関する規則

区立小中学校に主務教諭の職を置くことができることとするとともに、同職の職名及び校務分掌を定める。

3 教育長の臨時代理

本件規則の決定及び公布から施行までの間、教育委員会定例会を開催するいとまがないため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和8年3月30日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

4 改正文（新旧対照表）

別紙のとおり

5 施行期日等

令和8年4月1日

墨田区立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

墨田区立小中学校の管理運営に関する規則（昭和53年墨田区教育委員会規則第6号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（主任教諭等） 第6条の4 小中学校に<u>主務教諭</u>を置くことができる。 2 <u>主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u> 3 <u>主務教諭の職名は、主任教諭とする。</u> 4 <u>小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭</u>を置くことができる。 5 <u>前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。</u> 6 <u>小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭</u>を置くことができる。 7 <u>前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。</u> （主任） 第7条 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。	〔同左〕 第6条の4 小中学校に、<u>特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭</u>を置くことができる。 〔新設〕 〔新設〕 2 小中学校に、<u>特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭</u>を置くことができる。 〔新設〕 3 小中学校に、<u>特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭</u>を置くことができる。 〔新設〕 〔同左〕 第7条 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。

る。 2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は<u>教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭</u>を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。 3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は<u>教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭</u>を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。	2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。 3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。
---	---

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

墨田区立図書館条例施行規則の一部改正について

1 理由

図書館におけるオンラインによる申請等の手続について、個人貸出しに係る利用登録の更新や変更等も行えるよう範囲を拡大するとともに、所要の規定整備をする必要がある。

2 改正概要

(1) 利用登録の有効期間の設定

これまで運用により定めていた利用登録の有効期間について、規則において明文化する。

(2) オンライン申請手続の範囲拡大

個人貸出しに係る利用登録申請のみとしていたオンライン申請手続について、次に掲げる届出を追加する。

ア 利用登録の有効期間の満了による更新の届出

イ 利用登録の登録内容の変更に係る届出

ウ 貸出券の亡失に係る届出

エ 利用登録停止に係る届出

(3) その他

上記(1)及び(2)の改正に伴い、所要の規定整備をする。

3 教育長の臨時代理

本件規則の決定及び公布から施行までの間、教育委員会定例会を開催するいとまがないため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和8年3月30日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

4 改正文(新旧対照表)

別紙のとおり

5 施行期日等

令和8年4月1日

墨田区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区立図書館条例施行規則（平成28年墨田区教育委員会規則第8号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（個人貸出し） 第2条 資料の個人貸出しは、<u>利用登録を行った者であることを証する貸出券を提示することにより利用することができる。</u> 2 前項の<u>利用登録</u>の申請は、次の各号のいずれかに該当する者で、その事実を証明する証書類を提示したものが<u>行うことができる。</u> 墨田区又は墨田区に隣接する区に居住する者 墨田区内の事務所又は事業所に勤務する者 墨田区内の学校に在学する者 前3号のいずれかに該当する者に準ずるものとして館長（指定管理者が管理する図書館にあっては指定管理者。第5条及び第6条において同じ。）が必要と認めたもの 3 <u>図書館は、前項の規定により利用登録を行った者（以下「利用登録者」という。）に対して、貸出券を交付する。</u> 4 <u>利用登録の有効期間は、利用登録を行った日から2年間とする。</u> 5 <u>利用登録者は、利用登録の有効期間の満了後も引き続き個人貸出しの利用を希望するときは、第2項の証書類を提示し、登録内容に変更がないことを届け出なければならない。</u> 6 <u>利用登録者は、利用登録をした内容に変更があったとき、又は貸出券を紛失したときは、直ちに第2項の証書類を提示して届け出るものとする。</u> 7 <u>前2項の規定による届出を行った場合に</u>	〔同左〕 第2条 資料の個人貸出しは、<u>貸出しを利用しようとする者からの利用登録（以下「利用登録」という。）の申請に基づき図書館が発行する貸出券による。</u> 2 前項の<u>貸出券</u>は、次の各号のいずれかに該当する者で、その事実を証明する証書類を提示したものに<u>交付する。</u> 〔同左〕 〔同左〕 〔同左〕 〔同左〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 3 <u>貸出券の交付を受けた者は、その記載事項に変更があったとき、又は貸出券を紛失したときは、直ちに届け出るものとする。</u> 〔新設〕

<u>おける利用登録の有効期間は、第3項の規定にかかわらず、図書館において当該届出に係る手続が完了した日から2年間とする。</u>	
<u>8 第3項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に係る手続において提示する証書類が2年未満の期間における事実しか証明できないことが明白な場合は、当該事実を証明することができる日までを有効期間とする。</u>	〔新設〕
<u>9 利用登録者は、個人貸出しを利用しなくなったときは、利用登録の停止を届け出ることができる。</u>	〔新設〕
<u>10 電子書籍の利用は、墨田区内に居住する者、墨田区内の事務所又は事業所に勤務する者及び墨田区内の学校に在学する者に限り行うことができるものとする。</u>	4 〔同左〕
<u>11 貸出し及び貸出しの予約をすることができる資料の点数及び貸出期間（以下「貸出点数等」という。）は、別表第1のとおりとする。ただし、墨田区立ひきふね図書館長が特に必要があると認める場合は、別に貸出点数等を定めることができる。</u>	5 〔同左〕
<u>12 第2項の規定による利用登録の申請並びに第5項、第6項及び第9項に規定する届出は、墨田区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年墨田区条例第31号）第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用する方法（以下「電子情報組織を使用する方法」という。）により行うことができる。</u>	6 第1項の規定による利用登録の申請は、墨田区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年墨田区条例第31号）第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用する方法（以下「電子情報組織を使用する方法」という。）により行うことができる。
<u>13 図書館は、前項の規定による申請又は届出をした者に対して、電子メールの送信又はその他の手段により、その結果を通知するものとする。</u>	7 図書館は、電子情報組織を使用する方法により利用登録の申請をした者に対して、電子メールの送信又はその他の手段により、その結果を通知するものとする。
<u>14 前項の規定による通知が、利用登録が完了した旨の通知である場合は当該通知により第3項の貸出券の交付があったものとみなす。この場合における第1項及び第6項並びに第4条の規定の適用については、第1項中「貸出券」を「利用登録結果通知により通知のあった番号」と、第6項中「貸</u>	8 前項の規定による通知が、利用登録が完了した旨の通知である場合は、当該通知により第2項の貸出券の交付があったものとみなす。この場合における第3項の規定の適用については、同項中「記載事項」を「登録された事項」に、「貸出券を紛失」を「利用登録結果通知により通知のあった番号を

出券を紛失」を「利用登録結果通知により通知のあった番号を忘失」と、第4条中「貸出券及び」を「利用登録結果通知により通知のあった番号及び」とそれぞれ読み替えるものとする。 （貸出しの停止） 第6条 館長は、利用者が返却期限までに資料の返却を怠り、当該返却期限の翌日から起算して10日を経過してもなお当該資料を返却しないときは、一定期間資料の貸出しを停止することができる。 2 館長は、<u>利用登録者が次のいずれかに該当するときは、個人貸出しの利用を停止することができる。</u> — <u>利用登録の有効期間が満了した後も第2条第5項の規定による届出を行わないとき。</u> — <u>第2条第2項各号のいずれにも該当しなくなったことが判明したとき。</u>	忘失」とそれぞれ読み替えるものとする。 〔同左〕 第6条 〔同左〕 〔新設〕
---	--

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

墨田区立ひきふね図書館処務規則の一部改正について

1 理由

ひきふね図書館をより効果的・効率的に運営するため、図書館の組織を担当制とするほか、職員の指揮監督権を持たない主査を置くことができることとするため、標記規則を改正する必要がある。

2 改正規則及び改正概要

(1) 墨田区立ひきふね図書館処務規則

図書館の組織を担当制とするため、次長の職を廃止し、担当係長の職を置くとともに、職員の指揮監督権を持たない主査を置くことができることとするほか、所要の規定整備をする。

3 教育長の臨時代理

本件規則の決定及び公布から施行までの間、教育委員会定例会を開催するいとまがないため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和8年3月30日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行期日等

令和8年4月1日

墨田区立ひきふね図書館処務規則の一部を改正する規則

墨田区立ひきふね図書館処務規則（平成28年墨田区教育委員会規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（職） 第2条　〔略〕 2　ひきふね図書館に<u>担当係長</u>を置く。 3　ひきふね図書館に<u>主査</u>を置くことができる。 4　前3項のほか、必要な職を置く。 （職員の資格及び任命） 第3条　〔略〕 2　<u>担当係長</u>及び主査は、主事のうちから教育委員会が任命する。 3　〔略〕 （職員の職責） 第4条　〔略〕 2　<u>担当係長は、館長の命を受け、担任职務をつかさどり、その事務に従事する職員を指揮監督する。</u> 3　主査は、上司の命を受け、担任职務を<u>処理する。</u> 4　〔略〕 （事案の代決） 第6条　館長が、出張又は休暇その他の事故により不在のときは、<u>館長があらかじめ指定する担当係長</u>がその事案を代決する。 2　〔略〕	〔同左〕 第2条　〔略〕 2　ひきふね図書館に<u>次長及び主査</u>を置く。 〔新設〕 3　前2項のほか、必要な職を置く。 〔同左〕 第3条　〔略〕 2　<u>次長</u>及び主査は、主事のうちから教育委員会が任命する。 3　〔略〕 〔同左〕 第4条　〔略〕 2　<u>次長は、上司の命を受け、館長を補佐し、担任职務をつかさどり、その事務に従事する職員を指揮監督する。</u> 3　主査は、上司の命を受け、担任职務を<u>つかさどる。</u> 4　〔略〕 〔同左〕 第6条　館長が、出張又は休暇その他の事故により不在のときは、<u>次長又は主査</u>がその事案を代決する。 2　〔略〕

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正 について

1 改正理由及び概要

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正により、引用条項に移動等が生ずることに伴い、標記規則の規定整備を行う。

2 教育長の臨時代理

本件については、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の改正と併せて施行する必要があるが、これらの条例の公布から施行までの間、教育委員会定例会を開催するいとまがないため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和8年3月30日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

3 改正文（新旧対照表）

別紙のとおり

4 施行期日

令和8年4月1日

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する

規則

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成１２年墨田区教育委員会規則第１３号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（管理職員特別勤務手当の額等） 第２条　〔略〕 ２　<u>条例第２３条第３項の教育委員会規則で定める勤務は、同条第１項本文の勤務に従事した時間が６時間を超える場合の勤務とする。</u> 第３条　〔略〕 第４条　次に掲げる場合には、<u>条例第２３条第２項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第１０条の規定に基づき指定する職員がした条例第２３条第２項の勤務は、同条第１項本文の勤務とみなす。</u> ― <u>条例第２３条第１項本文の勤務をした後、引き続いて同条第２項の勤務をした場合</u> ― <u>条例第２３条第２項の勤務をした後、引き続いて同条第１項本文の勤務をした場合</u> （委任） 第５条　この規則の施行について必要な事項は、墨田区教育委員会教育長が定める。 付　則 （施行期日） １　〔略〕 （経過措置） ２　当分の間、幼稚園教育職員の給与に関す	〔同左〕 第２条　〔略〕 ２　<u>条例第２３条第３項第１号の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が６時間を超える場合の勤務とする。</u> 第３条　〔略〕 ２　<u>条例第２３条第１項本文の規定による勤務をした後、引き続いて同条第２項の規定による勤務をした条例第９条第１項の規定により管理職手当の支給を受ける職員には、その引き続く勤務に係る条例第２３条第２項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u> 〔新設〕 〔同左〕 第４条　〔同左〕 付　則 〔同左〕 １　〔略〕 〔同左〕 ２　当分の間、幼稚園教育職員の給与に関す

る条例（平成１２年墨田区条例第２０号） 付則第８項の適用を受ける職員の管理職員 特別勤務手当の額は、第２条第１項第１号 及び第３条第１号に定める額に１００分の ７０を乗じて得た額（その額に、５０円未 満の端数を生じたときはこれを切り捨て、 ５０円以上１００円未満の端数を生じたと きはこれを１００円に切り上げるものとす る。）とする。	る条例（平成１２年墨田区条例第２０号） 付則第８項の適用を受ける職員の管理職員 特別勤務手当の額は、第２条第１項第１号 及び第３条第１項第１号に定める額に１０ ０分の７０を乗じて得た額（その額に、５ ０円未満の端数を生じたときはこれを切り 捨て、５０円以上１００円未満の端数を生 じたときはこれを１００円に切り上げるも のとする。）とする。
--	---

付 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

1 理由

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、勤勉手当の支給月数を改めるとともに、高齢者部分休業及び病気休暇に係る欠勤等日数の算定について定める必要がある。

2 改正概要

一般職員及び管理職員の勤勉手当の支給月数を改めるとともに、高齢者部分休業及び病気休暇の取扱いについて、それぞれの実取得期間が30日を超えた場合に限り欠勤等日数に算定する旨を定める。

3 教育長の臨時代理

本件については、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正と併せて施行する必要があるが、これらの条例の公布から施行までの間、教育委員会定例会を開催するいとまがないため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和8年3月30日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

4 改正文（新旧対照表）

別紙のとおり

5 施行期日等

令和8年4月1日

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（支給割合） 第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の118.75</u>（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の136.25</u>） 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の58.75</u>（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の67.5</u>） 2・3 〔略〕 （欠勤等日数） 第5条 〔略〕 2～5 〔略〕 6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇、<u>育児部分休業、子育て部分休暇、高齢者部分休業又は病気休暇により勤務しない期間</u>については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇、<u>高齢者部分休業又は病気休暇により勤</u>	〔同左〕 第4条 〔同左〕 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の120</u>（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の137.5</u>） 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の60</u>（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の68.75</u>） 2・3 〔略〕 〔同左〕 第5条 〔略〕 2～5 〔略〕 6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇、<u>育児部分休業又は子育て部分休暇により勤務しない期間</u>については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあっては日を単位として承認された場合にお

務しない期間にあっては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間とを合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇、育児部分休業、子育て部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇により勤務しない期間にあっては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）とを合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。 7 〔略〕	ける勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間とを合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇、育児部分休業又は子育て部分休業により勤務しない期間にあっては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）とを合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。 7 〔略〕
--	--

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

墨田区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定
等に関する規程外 1 件の一部改正について

1 理由

令和 8 年度組織改正及び係長ポストの見直しにより、標記の訓令を改正する必要がある。

2 改正訓令及び改正概要

(1) 墨田区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程

係長級ポストの見直しに伴い、課務担当主査を担当係長に改める。

(2) 墨田区教育委員会事務局文書専決規程

令和 8 年度組織改正により、学校改築担当部長及び学校改築担当課長の職が新設されることに伴い、これらの職に係る専決事項について定めるほか、所要の規定整備をする。

3 教育長の臨時代理

本件訓令の決定から施行までの間、教育委員会定例会を開催するいとまがないため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 3 0 日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 適用日

令和 8 年 4 月 1 日

墨田区教育委員会訓令第 1 号

教育委員会事務局

区立小学校

区立中学校

区立幼稚園

事業所

墨田区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程
(昭和62年墨田区教育委員会訓令甲第1号)の一部を次の表のように改正する。

令和8年3月30日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。 課長 墨田区教育委員会事務局処務規則(昭和50年墨田区教育委員会規則第3号。以下「処務規則」という。)第5条に規定する課長及び室長並びに各処務規則に規定するこれらに相当する職をいう。 係長 処務規則第5条に規定する係長、<u>担当係長</u>及び主査並びに各処務規則に規定するこれらに相当する職をいう。	〔同左〕 第2条 〔同左〕 課長 墨田区教育委員会事務局処務規則(昭和50年3月27日教育委員会規則第3号。以下「処務規則」という。)第5条に規定する課長及び室長並びに各処務規則に規定するこれらに相当する職をいう。 係長 処務規則第5条に規定する係長、<u>課務担当主査</u>及び主査並びに各処務規則に規定するこれらに相当する職をいう。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から適用する。

墨田区教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局

区立小学校

区立中学校

区立幼稚園

事業所

墨田区教育委員会事務局文書専決規程(昭和41年墨田区教育委員会訓令甲第2号)
の一部を次の表のように改正する。

令和8年3月30日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(教育長の専決事項) 第2条 教育長は、次の各号に掲げる事案を除き専決することができる。 ～ 〔略〕 幼稚園教育職員のうち、<u>前号</u>に規定する職員以外の職員の分限免職及び懲戒(戒告を除く。)に関する事。 ～ 〔略〕 (次長等の専決事項) 第3条 次長は、次の各号に掲げる事案を専決することができる。 <u>事務手続</u>の変更、組織の変更等に伴う軽易な要綱の改正に関する事。 要綱に基づき定める要領、基準及び実施細目等(以下「要領等」という。)の制定、改正(<u>事務手続</u>の変更、組織の変更等に伴う軽易な改正を除く。)及び廃止に関する事。 教育委員会事務局に所属する課長又はこれと同等の職にある者の服務、研修及び出張並びに課長又はこれと同等以	〔同左〕 第2条 〔同左〕 ～ 〔略〕 幼稚園教育職員のうち、<u>第4号</u>に規定する職員以外の職員の分限免職及び懲戒(戒告を除く。)に関する事。 ～ 〔略〕 (<u>次長</u>の専決事項) 第3条 〔同左〕 <u>事務手続</u>の変更、組織の変更等に伴う軽易な要綱の改正に関する事。 要綱に基づき定める要領、基準及び実施細目等(以下「要領等」という。)の制定、改正(<u>事務手続</u>の変更、組織の変更等に伴う軽易な改正を除く。)及び廃止に関する事。 〔同左〕

上の職にある者以外の職員（以下「一般職員」という。）の重要な研修に関する こと。 区立学校及び区立幼稚園に勤務する 職員の服務及び給与に関する<u>こと</u>（墨田 区立学校事案決定規程（平成 1 1 年墨田 区教育委員会訓令第 1 号）で校長（園長 を含む。）又は副校長（幼稚園副園長を 含む。）が決定の対象とされている事案 を除く。）。 定例的な会議の開催に関すること。 定例的な申請、照会、報告、通知及び 依頼に関すること。 前各号に掲げるもののほか、定例的な 事案の処理に関すること。 <u>2 前項の規定にかかわらず、学校改築担当 部長は、担当事務に係る前項第 1 号、第 2 号及び第 5 号から第 7 号までの事案につ いて、専決することができる。</u> （課長の専決事項） 第 4 条 課長（指導室長及びすみだ教育研究 所長を含む。以下「課長等」という。）は、 次の各号に掲げる事案を専決することが できる。 <u>事務手続の変更、組織の変更等に伴う 軽易な要領等の改正に関すること。</u> 課に所属する一般職員の服務、研修 （重要な研修を除く。）及び出張に関す ること。 課に所属する一般職員の事務分担に 関すること。 諸証明、公簿の閲覧及び謄抄本の交付 に関すること。 軽易な会議の開催に関すること。 軽易な申請、照会、報告、通知及び依 頼に関すること。	区立学校及び区立幼稚園に勤務する 職員の服務及び給与に関する<u>こと</u>。（墨 田区立学校事案決定規程（平成 1 1 年墨 田区教育委員会訓令第 1 号）で校長（園 長を含む。）又は副校長（幼稚園副園長 を含む。）が決定の対象とされている事 案を除く。） 〔同左〕 〔同左〕 〔同左〕 〔新設〕 〔同左〕 第 4 条 課長（指導室長、すみだ教育研究所 長及び墨田区教育委員会事務局処務規則 （昭和 5 0 年墨田区教育委員会規則第 3 号）第 6 条第 4 項に規定する副参事を 含む。以下「課長等」という。）は、次の各 号に掲げる事案を専決することができる。 <u>事務手続の変更、組織の変更等に伴 う軽易な要領等の改正に関すること。</u> 〔同左〕 〔同左〕 〔同左〕 〔同左〕 〔同左〕
---	--

有料施設の使用の調整に関すること。	〔同左〕
前各号に掲げるもののほか、疑義及び 自由裁量の余地のない軽易なこと。	〔同左〕
<u>2 学校改築担当課長は、担当事務に係る前 項第1号及び第4号から第8号までの事 案について、専決することができる。</u>	〔新設〕
(事案の代決)	〔同左〕
第5条 次長が不在のときは、次長があらか じめ指定する課長等がその事案を代決す る。	第5条 〔同左〕
<u>2 学校改築担当部長が不在の場合は、学校 改築担当課長がその事案を代決する。この 場合において、学校改築担当課長も不在の ときは、庶務課長がその事案を代決する。</u>	〔新設〕
<u>3 課長等が不在のときは、課長等があらか じめ指定する係長又はこれと同等の職に ある者がその事案を代決する。</u>	<u>2</u> 〔同左〕
<u>4 学校改築担当課長が不在のときは、学校 改築担当課長があらかじめ指定する担当 係長がその事案を代決する。</u>	〔新設〕
<u>5 前各項の規定により代決できる事項は、 特に至急に処理しなければならない事項 に関するものとする。</u>	<u>3</u> 前2項の規定により代決できる事項は、 特に至急に処理しなければならない事項 に関するものとする。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から適用する。

墨田区立学校文書管理規程の一部改正について

1 理由

墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則の一部改正により、柳島幼稚園が廃止されることに伴い、標記の訓令を改正する必要がある。

2 改正訓令

墨田区立学校文書管理規程

3 改正概要

墨田区立柳島幼稚園が令和7年度末をもって廃止されることに伴い、同園に係る文書記号等の規定を削る。

4 教育長の臨時代理

本件訓令の決定から施行までの間、教育委員会定例会を開催するいとまがないため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和8年3月30日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

5 新旧対照表

別紙のとおり

6 適用日

令和8年4月1日

墨田区教育委員会訓令第3号

教育委員会事務局
区立小学校
区立中学校
区立幼稚園

墨田区立学校文書管理規程（平成11年墨田区教育委員会訓令第2号）の一部を次の表のように改正する。

令和8年3月30日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																
別表第1（文書番号） <table><tr><td>幼稚園名</td><td>文書番号</td></tr><tr><td>緑</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td colspan="2">〔削除〕</td></tr><tr><td>菊川～立花</td><td>〔略〕</td></tr></table>	幼稚園名	文書番号	緑	〔略〕	〔削除〕		菊川～立花	〔略〕	別表第1（文書番号） <table><tr><td>幼稚園名</td><td>文書番号</td></tr><tr><td>緑</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>柳島</td><td>墨柳幼（発・収）第 号</td></tr><tr><td>菊川～立花</td><td>〔略〕</td></tr></table>	幼稚園名	文書番号	緑	〔略〕	柳島	墨柳幼（発・収）第 号	菊川～立花	〔略〕
幼稚園名	文書番号																
緑	〔略〕																
〔削除〕																	
菊川～立花	〔略〕																
幼稚園名	文書番号																
緑	〔略〕																
柳島	墨柳幼（発・収）第 号																
菊川～立花	〔略〕																
<table><tr><td>小学校名</td><td>文書番号</td></tr><tr><td>緑～梅若</td><td>〔略〕</td></tr></table>	小学校名	文書番号	緑～梅若	〔略〕	<table><tr><td>小学校名</td><td>文書番号</td></tr><tr><td>緑～梅若</td><td>〔略〕</td></tr></table>	小学校名	文書番号	緑～梅若	〔略〕								
小学校名	文書番号																
緑～梅若	〔略〕																
小学校名	文書番号																
緑～梅若	〔略〕																
<table><tr><td>中学校名</td><td>文書番号</td></tr><tr><td>墨田 ～吾妻立花</td><td>〔略〕</td></tr></table>	中学校名	文書番号	墨田 ～吾妻立花	〔略〕	<table><tr><td>中学校名</td><td>文書番号</td></tr><tr><td>墨田 ～吾妻立花</td><td>〔略〕</td></tr></table>	中学校名	文書番号	墨田 ～吾妻立花	〔略〕								
中学校名	文書番号																
墨田 ～吾妻立花	〔略〕																
中学校名	文書番号																
墨田 ～吾妻立花	〔略〕																

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から適用する。

「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」の一部改正に係る協議について

1 趣旨

墨田区長から地方自治法第180条の2の規定に基づく協議があったが、当該協議内容は緊急に処理しなければならず、かつ、教育委員会を招集するいとまがなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により、異議ない旨を回答した。

2 通達名

区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について（平成8年1月31日7墨総総第1073号）

3 区長からの協議依頼文

別紙1のとおり

4 回答文

別紙2のとおり

【別紙 1】

7 墨企行第 1 1 0 9 号
令和 8 年 3 月 2 5 日

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨
(公印省略)

「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」の
一部改正について(協議)

標記の件について、地方自治法第 1 8 0 条の 2 の規定により協議します。

記

1 改正内容

補助執行事務に係る事案の部長の決定区分に、令和 8 年度組織改正により新設する
学校改築担当部長を追加する。

2 改正理由

令和 8 年度組織改正により、墨田区教育委員会事務局に学校改築担当部長を置くた
め。

3 改正通達(案)

別添のとおり

4 適用日

令和 8 年 4 月 1 日

[担当] 企画経営室行政経営担当
宮澤 (内線 : 3 7 2 0)

(別添)

令和8年 月 日
7 墨 第 号

墨田区長 山 本 亨

墨田区教育委員会教育長
墨田区教育委員会事務局職員
区立学校長 様
区立学校職員

「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」の一部改正について

このことについて、墨田区教育委員会と協議が整ったので、「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について（平成8年1月31日7墨総総第1073号）」の一部を下記の表のとおり改正し、令和8年4月1日から実施しますので、事務処理に当たっては、適切に行うよう願います。

記

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第2 補助執行事務 1～2 〔略〕 3 補助執行事務に係る事案の決定は、墨田区事案決定規程その他の諸規程によるものとし、教育委員会事務局の次長及び<u>学校改築担当部長</u>にあっては区長部局の部長の、教育委員会事務局の課長、室長及び所長並びに墨田区立ひきふね図書館長及び墨田区教育センター所長にあっては区長部局の課長の決定区分による。また、区立学校長等の事案の決定は、区長部局の事業所の例により、教育委員会事務局の次長が定める。	第2 〔同左〕 1～2 〔略〕 3 補助執行事務に係る事案の決定は、墨田区事案決定規程その他の諸規程によるものとし、教育委員会事務局の次長にあっては区長部局の部長の、教育委員会事務局の課長、室長及び所長並びに墨田区立ひきふね図書館長及び墨田区教育センター所長にあっては区長部局の課長の決定区分による。また、区立学校長等の事案の決定は、区長部局の事業所の例により、教育委員会事務局の次長が定める。

【別紙2】

7 墨教庶第2858号
令和8年3月25日

墨田区長
山 本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加 藤 裕 之
(公印省略)

「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」の
一部改正について(回答)

令和8年3月25日付け7 墨企行第1109号により協議があった標記の件
については、貴案のとおりで異議ありません。

令和8年度墨田区学校安全衛生管理者の選任について

令和8年4月1日現在

● 総括安全衛生管理者

所 属		氏 名
墨田区教育委員会事務局	次長	岩瀬 均

● 産業医

所 属		氏 名
		柴崎 敏昭

● 主任衛生推進者

所 属		氏 名
墨田区教育委員会事務局	庶務課長	塩澤 満
墨田区教育委員会事務局	学務課長	北野 亘
墨田区教育委員会事務局	指導室長	勝田 光徳

● 衛生推進者

学校	職務名	氏 名
緑小学校	副校長	菅井 一憲
緑小学校	養護教諭	高木 朗子
外手小学校	副校長	荒川 友子
外手小学校	養護教諭	吉野 綾里
二葉小学校	副校長	柴田 拓
二葉小学校	養護教諭	阿部 七海
錦糸小学校	副校長	稲田 幹人
錦糸小学校	養護教諭	高橋 真結子
中和小学校	副校長	磯 香織
中和小学校	主任養護教諭	石井 由里子
言問小学校	副校長	柏崎 康德
言問小学校	主任養護教諭	吉田 奈央
小梅小学校	副校長	植木 靖子
小梅小学校	教諭	上野 由里帆
柳島小学校	副校長	保延 秀紀
柳島小学校	教諭	降旗 隼也
業平小学校	副校長	篠原 邦充
業平小学校	養護教諭	向井 香
両国小学校	副校長	手山 晃洋
両国小学校	主幹教諭	五関 俊太郎
横川小学校	副校長	大賀 豪
横川小学校	養護教諭	上村 侑生
菊川小学校	副校長	伊藤 雅一
菊川小学校	養護教諭	大竹 美智代
第三吾嬬小学校	副校長	白石 哲也
第三吾嬬小学校	養護教諭	川村 知世
第四吾嬬小学校	副校長	宮川 範子
第四吾嬬小学校	養護教諭	小出 陽子

第一寺島小学校	副校長	梶野 博司
第二寺島小学校	校長	富永 央星
第二寺島小学校	養護教諭	皆川 彩里
第三寺島小学校	副校長	大橋 賀久子
第三寺島小学校	主任養護教諭	中家 敦子
曳舟小学校	校長	増淵 裕美
曳舟小学校	主任養護教諭	大内 千広
中川小学校	副校長	石塚 晃子
東吾嬬小学校	副校長	藤井 慶正
東吾嬬小学校	主任養護教諭	田尻 美智子
押上小学校	副校長	渡邊 邦宏
押上小学校	主任養護教諭	長瀬 三重子
八広小学校	副校長	檀特 明子
八広小学校	主任養護教諭	大住 久美子
隅田小学校	副校長	辻 慎二
立花吾嬬の森小学校	副校長	下田 美穂子
梅若小学校	副校長	梶 勇太
梅若小学校	養護教諭	荒井 恵美
墨田中学校	副校長	本多 泰介
本所中学校	副校長	太田 博士
両国中学校	副校長	山田 修央
豎川中学校	副校長	児玉 張直
錦糸中学校	副校長	渡部 巧
吾嬬第二中学校	副校長	山本 裕樹
吾嬬第二中学校	主任養護教諭	田村 美由紀
寺島中学校	副校長	霜田 俊和
文花中学校	副校長	古賀 隆一郎
文花中学校	副校長（夜間学級）	有川 直志
桜堤中学校	副校長	堀江 慎一
桜堤中学校	主任養護教諭	内山 満梨奈
吾嬬立花中学校	副校長	脇坂 知寛
吾嬬立花中学校	養護教諭	臼倉 咲奈
緑幼稚園	園長	河原 宏子
緑幼稚園	主任教諭	石田 まりえ
第三寺島幼稚園	副園長	原園 朱里
菊川幼稚園	副園長	小嶋 直美
菊川幼稚園	主任教諭	宮坂 陽果
立花幼稚園	園長	宮田 宏子
立花幼稚園	主任教諭	片山 彩乃

● 化学物質管理者

学校	職務名	氏 名
緑小学校	教諭	徳丸 日向子
外手小学校	教諭	立野 忠利

二葉小学校	教諭	百瀬 莉子
錦糸小学校	主任教諭	北村 洋典
中和小学校	主幹教諭	塚本 みどり
言問小学校	主幹教諭	小野 美智子
小梅小学校	教諭	上野 由里帆
柳島小学校	教諭	降旗 隼也
業平小学校	主任教諭	戸田 道寿
両国小学校	教諭	古澤 大翔
横川小学校	主幹教諭	石井 洋彦
菊川小学校	主幹教諭	高橋 廣光
第三吾嬬小学校	教諭	外山 良
第四吾嬬小学校	主任教諭	佐藤 知美
第一寺島小学校	教諭	飯塚 惇真
第二寺島小学校	主幹教諭	小林 敬義
第三寺島小学校	主任教諭	横山 静絵
曳舟小学校	主幹教諭	佐藤 秀樹
中川小学校	主幹教諭	蒲生 純平
東吾嬬小学校	教諭	中島 慶哉
押上小学校	教諭	亀山 俊
八広小学校	教諭	松永 輝美
隅田小学校	主任教諭	武藤 麻希
立花吾嬬の森小学校	主幹教諭	金子 由侑
梅若小学校	主任教諭	蓮池 柚香
墨田中学校	主任教諭	土屋 伸吾
本所中学校	主任教諭	市原 英明
両国中学校	主任教諭	磯部 大輔
竪川中学校	主任教諭	黒田 俊一
錦糸中学校	主幹教諭	早川 健太郎
吾嬬第二中学校	主任教諭	細井 清子
寺島中学校	主幹教諭	佐藤 圭介
文花中学校	主幹教諭	須永 健一
桜堤中学校	主任教諭	鈴木 真美
吾嬬立花中学校	主幹教諭	奥山 雄三

● 保護具着用責任者

学校	職務名	氏 名
緑小学校	教諭	徳丸 日向子
外手小学校	教諭	立野 忠利
二葉小学校	教諭	百瀬 莉子
錦糸小学校	主任教諭	北村 洋典
中和小学校	主幹教諭	塚本 みどり
言問小学校	主幹教諭	田村 大輔
小梅小学校	教諭	上野 由里帆
柳島小学校	教諭	降旗 隼也
業平小学校	主任教諭	戸田 道寿
両国小学校	教諭	古澤 大翔

横川小学校	主幹教諭	石井 洋彦
菊川小学校	主幹教諭	高橋 廣光
第三吾嬬小学校	教諭	外山 良
第四吾嬬小学校	主任教諭	佐藤 知美
第一寺島小学校	教諭	飯塚 惇真
第二寺島小学校	主幹教諭	小林 敬義
第三寺島小学校	主任教諭	横山 静絵
曳舟小学校	主幹教諭	佐藤 秀樹
中川小学校	主幹教諭	蒲生 純平
東吾嬬小学校	教諭	中島 慶哉
押上小学校	副校長	渡邊 邦宏
八広小学校	教諭	松永 輝美
隅田小学校	主任教諭	武藤 麻希
立花吾嬬の森小学校	主幹教諭	金子 由侑
梅若小学校	主任教諭	蓮池 柚香
墨田中学校	主任教諭	土屋 伸吾
本所中学校	主任教諭	市原 英明
両国中学校	主任教諭	磯部 大輔
竪川中学校	主任教諭	黒田 俊一
錦糸中学校	主幹教諭	早川 健太郎
吾嬬第二中学校	主任教諭	古市 綾乃
寺島中学校	主幹教諭	佐藤 圭介
文花中学校	主幹教諭	須永 健一
桜堤中学校	教諭	松本 龍宗
吾嬬立花中学校	主幹教諭	奥山 雄三

墨田区学校安全衛生委員会委員の指名について

令和 8 年度墨田区学校安全衛生委員会委員名簿

	氏 名	所 属 名
委員長	塩澤 満	墨田区教育委員会事務局 庶務課長
委 員	北野 亘	墨田区教育委員会事務局 学務課長
	勝田 光徳	墨田区教育委員会事務局 指導室長
	中嶋 保徳	小学校長会会長 (言問小学校長)
	佐藤 恵美	東京都教職員組合墨田支部 書記長 (両国中学校)
	岩崎 悠子	墨田区教職員組合 執行委員長 (錦糸小学校)
	松田 典男	東京都庁職員労働組合都立学校支部(吾嬬第二中学校)
	柴崎 敏昭	産業医

令和 8 年 4 月 1 日時点

寄付者への感謝状の贈呈について（その１）

1 趣旨

一般社団法人東京都トラック協会墨田支部から、墨田区立小学校の新１年生に対し、交通安全啓発活動の一環として、フラットトートバッグの寄付があったので、区長感謝状贈呈基準第１項第３号の規定に基づき、寄付者に対し感謝状を贈呈した。

2 贈呈対象者

一般社団法人東京都トラック協会墨田支部 支部長 香川 省司

3 寄付物件

交通安全啓発フラットトートバッグ １, 7 5 0 個
総額 3 2 2 , 0 0 0 円

4 贈呈主体

区長

5 贈呈日

令和８年３月１８日



寄付者への感謝状の贈呈について（その２）

1 趣旨

公益財団法人日本相撲協会から、墨田区立小学校の新１年生に対し、ランドセルカバーの寄付があったので、区長感謝状贈呈基準第１項第３号の規定に基づき、寄付者に対して感謝状を贈呈した。

2 贈呈対象者

公益財団法人日本相撲協会 理事長 保志 信芳

3 寄付物件

ランドセルカバー １，７００枚
総額 ３１９，６００円

4 贈呈主体

区長

5 贈呈日

令和８年４月８日

6 その他

次の２校では、直接、親方及び力士からの手渡しを行った。
小梅小学校、曳舟小学校



寄付者への感謝状の贈呈について（その３）

1 趣旨

区立小・中学校に対し、R 団連すみだリサイクル協同組合から、生理の貧困に係る問題解消の一助として、衛生用品の寄付があったので、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第1号の規定により、寄付者に対して感謝状を贈呈し、感謝の意を表する。

2 贈呈対象者

R 団連すみだリサイクル協同組合
代表理事 木内 茂樹 氏

3 寄付物件

衛生用品（生理用ナプキン） 15箱（240袋）
110,550円

4 贈呈主体

教育委員会教育長

5 贈呈日

令和8年3月31日
（贈呈対象者の希望により、贈呈式は行わず職員が贈呈対象者へ持参）

令和8年度 児童生徒数

資料16-1

令和8年4月7日現在

小 学 校	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小 計		日本語学級		特別支援		合 計	
	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数
緑	3	72	3	82	3	81	2	68	3	87	3	85	17	475			2	12	19	487
外 手	2	66	3	77	2	70	3	82	2	54	2	63	14	412			2	15	16	427
二 葉	3	92	4	114	3	99	4	133	4	129	4	130	22	697					22	697
錦 糸	2	47	2	47	2	44	1	31	2	43	2	49	11	261					11	261
中 和	2	46	2	39	2	40	2	49	2	45	2	53	12	272			2	9	14	281
言 問	1	35	2	38	1	26	2	43	2	46	1	31	9	219			(3)	(37)	9	219
小 梅	2	54	3	77	3	80	3	88	3	76	3	79	17	454					17	454
柳 島	3	78	3	76	3	81	3	71	3	72	3	71	18	449			(2)	(23)	18	449
業 平	3	91	2	60	3	81	3	74	3	81	3	81	17	468			3	20	20	488
両 国	3	84	3	83	3	95	3	81	3	81	3	88	18	512					18	512
横 川	3	72	2	70	3	75	2	70	2	63	3	74	15	424			2	12	17	436
菊 川	2	59	3	85	2	60	2	63	2	70	2	39	13	376					13	376
第三吾嬬	3	75	3	93	3	87	3	81	3	88	3	103	18	527					18	527
第四吾嬬	1	20	1	22	1	24	1	22	2	39	1	25	7	152			4	29	11	181
第一寺島	2	55	2	64	2	52	2	62	2	60	2	47	12	340			3	18	15	358
第二寺島	3	85	3	78	3	85	3	85	3	83	3	88	18	504			3	17	21	521
第三寺島	2	55	2	61	2	58	2	55	2	53	2	51	12	333			2	9	14	342
曳 舟	3	98	3	80	3	71	3	93	3	92	3	83	18	517					18	517
中 川	2	50	2	63	2	51	3	74	3	81	2	51	14	370					14	370
東 吾 嬬	2	56	2	53	2	49	2	51	2	49	2	46	12	304					12	304
押 上	2	67	3	82	3	91	3	78	3	88	3	72	17	478			(3)	(46)	17	478
八 広	3	92	3	82	4	114	3	86	3	92	3	87	19	553					19	553
隅 田	2	64	2	59	2	56	2	64	3	74	3	75	14	392			2	15	16	407
立花吾嬬の森	2	39	2	51	2	49	2	61	2	56	2	61	12	317			3	23	15	340
梅 若	2	36	2	46	3	72	2	61	2	61	2	61	13	337	(3)	(45)			13	337
合 計	58	1,588	62	1,682	62	1,691	61	1,726	64	1,763	62	1,693	369	10,143	(3)	(45)	(8) 28	(106) 179	397	10,322

中 学 校	1年		2年		3年		小 計		日本語学級			特別支援		合 計	
	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	内 訳	学級	生徒数	学級	生徒数
墨 田	4	125	4	145	4	125	12	395				3	18	15	413
本 所	3	102	3	119	3	120	9	341				2	9	11	350
両 国	6	197	6	220	6	213	18	630						18	630
豎 川	4	136	3	96	3	110	10	342				3	20	13	362
錦 糸	4	113	3	108	3	91	10	312				2	10	12	322
吾 嬬 第 二	3	81	3	95	2	80	8	256				4	27	12	283
寺 島	4	115	3	91	3	114	10	320				2	10	12	330
文 花	3	88	3	91	3	82	9	261						9	261
桜 堤	5	146	4	157	5	169	14	472				{1}	{2}	14	472
(チャレンジクラス)	1	8	1	11	1	10	3	29			1年	5		3	29
吾 嬬 立 花	4	138	5	162	5	179	14	479			2年	2		14	479
文 花 夜 間	1	1	1	4	1	7	3	12	1	13	3年	6		4	25
計(夜間除)	41	1,249	38	1,295	38	1,293	117	3,837						133	3,931
合 計	42	1,250	39	1,299	39	1,300	120	3,849	1	13		{1} 16	{2} 94	137	3,956

桜堤中学校チャレンジクラス(R6新設)

自閉症・情緒障害特別支援学級(R7新設 小:横川小、第三寺島小 中:錦糸中)

小1～中1は1クラス35人で算定

[]は通級

文花夜間の日本語学級は全学年の合計人数に対し、20人単位で学級を編制する。(学年別で学級編制しない)

学校医等退任に伴う感謝状の贈呈について

1 趣旨

令和8年3月31日付けで退任する学校医等に対して、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱に基づき感謝状を贈呈する。

2 被贈呈者

氏名	職名	学校名	勤続	退任年月日
古川 猛	学校医 (内科)	菊川小学校	18 年	令和8年3月31日
佐々木 豊	学校医 (内科)	柳島幼稚園	33 年	令和8年3月31日
毛塚 尚利	学校医 (眼科)	言問小学校 小梅小学校 墨田中学校 本所中学校	57 年	令和8年3月31日
大川 光夫	学校歯科医	文花中学校 文花中学校(夜間)	20 年	令和8年3月31日
島村 芳直	学校歯科医	柳島幼稚園	4 年	令和8年3月31日
渡邊 浩一	学校薬剤師	第四吾嬬小学校	13 年	令和8年3月31日

3 贈呈主体

墨田区教育委員会

4 贈呈方法

委嘱校の校長等が贈呈を行う。(感謝状：令和8年3月31日付け)

5 根拠等

ア 墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱

第2条第1項第2号「教育事業に尽力すること3年以上にわたるとき」

イ 感謝状交付基準要綱細目基準

学務課4番「学校医・学校歯科医・学校薬剤師が退任又は死亡したとき」

学校運営協議会委員の任命について

1 学校運営協議会委員一覧

(1) 墨田区立第三吾嬬小学校

	氏名	役職等
1	南 和俊	八広三丁目町会長
2	樋口 敏郎	八広小学校同窓会長、八広三和里町会長
3	西川 信博	八広二丁目南町会長、八広吾嬬地区連合会長
4	松井 洋	八広北町会長
5	小柳 敏明	八広二丁目親和町会長
6	鈴木 裕美子	民生・児童委員
7	矢島 真理子	読み聞かせボランティア
8	堀口 義晃	青少年育成委員長
9	今井 慎一郎	青少年委員
10	清水 洋志	P T A会長
11	粕谷 秀雄	いきいきスクール運営委員長
12	高橋 信道	八広児童館長
13	山崎 啓太郎	五地区子ども会代表
14	高橋 伸一	校長
15	白石 哲也	副校長

(2) 墨田区立八広小学校

	氏名	役職等
1	坂井 正廣	吾嬬二中地区育成委員会委員長
2	須貝 利喜夫	墨田区行政相談委員
3	石崎 俊一	保護司、八広あずま町会長
4	小野 俊一	墨田区青少年委員
5	中山 竜一	八広はなみずき児童館長
6	谷 眞宏	民生・児童委員
7	泉 和典	P T A顧問
8	佐々木 健至	P T A顧問
9	橋本 亮	P T A会長
10	近藤 幸弘	校長

(3) 墨田区立本所中学校

	氏名	役職等
1	白石 祐一	本中地区青少年育成委員会委員長
2	一口 学	学校運営協議会副会長
3	平井 光吉	本所中学校同窓会長
4	安藤 玲子	本所中学校かしわ会会長
5	川島 良夫	学校運営連絡協議会前会長
6	松井 隆	元本所中学校長
7	井上 武郎	本所二丁目町会長
8	秋元 住男	業平四丁目町会長
9	尾崎 昌宏	P T A顧問
10	岡本 日佐子	P T A顧問
11	齋藤 順洸	P T A会長
12	松塚 智加子	校長
13	太田 博士	副校長

(4) 墨田区立両国中学校

	氏名	役職等
1	横川 陸	両国中サポートの会会長
2	山口 仁美	両中地区育成委員会委員長
3	小池 喜幸	両国二丁目町会長
4	近藤 隆	両国中学校同窓会長
5	中村 光政	江戸東京博物館管理課長
6	田口 眞知子	両国倶楽部理事長
7	島内 啓介	共栄大学教育学部教授
8	石原 文子	両国中サポートの会顧問
9	廣田 晃久	両国中サポートの会顧問
10	高橋 美和	両国中サポートの会副会長
11	齊藤 伸治	校長
12	山田 修央	副校長

(5) 墨田区立堅川中学校

	氏名	役職等
1	横井 新一	元PTA会長
2	志波 洋子	主任児童委員、元PTA会長
3	阿部 修三	青少年育成委員長、立川二丁目町会長、元PTA会長
4	田渕 マチ子	立川二丁目町会長
5	遠上 佐智恵	民生・児童委員
6	藤田 桂一郎	保護司、元PTA会長
7	中山 善光	PTA会長
8	柳川 真彦	中和小学校PTA会長
9	池永 晃士	菊川小学校PTA会長
10	山崎 二郎	校長
11	児玉 張直	副校長

(6) 墨田区立文花中学校

	氏名	役職等
1	内田 淳	元PTA会長
2	原 寛道	千葉大学工学部教授
3	松本 紀良	押上文花町会長
4	大塚 健司	京島三丁目北町会副会長
5	市川 清	文花中地区青少年育成委員会委員長
6	小澤 裕二	文花中地区青少年育成委員会副委員長
7	高埜 晴美	主任児童委員
8	柴田 和子	保護司
9	塚本 正史	文花児童館長
10	坂東 江美	PTA顧問
11	倉持 公一	第四吾嬬小学校PTA会長
12	飯島 勝成	曳舟小学校PTA会長
13	松田 翔	押上小学校PTA会長
14	小宮 久美子	PTA会長
15	遠藤 博則	校長
16	古賀 隆一郎	副校長
17	有川 直志	副校長（夜間学級）

(7) 墨田区立吾嬬立花中学校

	氏名	役職等
1	早川 和宏	吾嬬立花中地区青少年育成委員会委員長
2	伊藤 暁	元恵泉女学園大学教授
3	小林 謙一	吾嬬立花中地区青少年育成委員会顧問
4	高野 勤	立花南町会長
5	大嶋 龍男	向島東部地区連合会長
6	風間 明	立花四丁目町会長
7	野田 武廣	ソライエ・プレミアムテラス自治会長
8	上原 敏也	中川児童館長（吾立分室）
9	千野 佳子	主任児童委員
10	藤原 啓芳	元大田区立南六郷中学校長、元吾嬬立花中学校副校長
11	小川 政美	P T A顧問
12	阿部 直子	P T A顧問
13	杉野 礼子	P T A会長
14	河野 敏也	校長
15	脇坂 知寛	副校長

4 根拠規定

墨田区学校運営協議会規則第8条第1項

協議会の委員（以下「協議会委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民等
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

5 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

令和 6 ・ 7 年度 墨田区青少年委員退任に伴う感謝状の贈呈について

墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第 2 条第 2 号、細目基準地域教育支援課 6 号に基づき、退任する青少年委員に感謝状を贈呈した。

(贈呈基準)

委員を 2 期 4 年満了以上で退任するとき

No.	被贈呈者	ふりがな	選出	期	贈呈年月日	交付主体
1	大城 卓也	おおしろ たくや	錦糸小学校	4	令和 8 年 3 月 26 日	教育長
2	阿部 玲子	あべ れいこ	中和小学校	3		
	計	2 名				

令和 8 ・ 9 年度墨田区青少年委員の委嘱について

1 趣 旨

墨田区青少年教育の振興のため、小学校通学区域選出及び少年団体代表として推薦された各青少年委員候補者を、墨田区青少年委員に関する規則第 3 条に基づき委嘱した。

2 委嘱対象者

2 7 名 別紙のとおり

3 委嘱主体

墨田区教育委員会

4 委員任期

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

5 根拠規定

墨田区青少年委員に関する規則（昭和 4 0 年教育委員会規則第 1 号）
第 3 条及び第 5 条

別紙

令和 8 ・ 9 年度 墨田区青少年委員一覧

【任期 令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日】

NO	氏 名	ふりがな	選出学区又は選出団体	期
1	鳴島 央也	なるしま ひさや	緑 小	3 期
2	櫛田 祐美子	くしだ ゆみこ	外手小	2 期
3	小松崎 砂由理	こまつざき さゆり	二葉小	5 期
4	三浦 知重	みうら ちえ	錦糸小	1 期
5	小林 佳世	こばやし かよ	中和小	1 期
6	齊藤 誠一郎	さいとう せいいちろう	言問小	3 期
7	加藤 才智	かとう さいち	小梅小	4 期
8	関矢 和弘	せきや かずひろ	柳島小	2 期
9	市村 篤士	いちむら あつし	業平小	3 期
10	大塚 修	おおつか おさむ	両国小	2 期
11	鹿糠 秀俊	かぬか ひでとし	横川小	4 期
12	庄子 則子	しょうじ のりこ	菊川小	1 期
13	今井 慎一郎	いまい しんいちろう	第三吾孺小	1 期
14	大野 昌宏	おおの まさひろ	第四吾孺小	2 期
15	小林 正明	こばやし まさあき	第一寺島小	2 期
16	大政 幸子	おおまさ さちこ	第二寺島小	2 期
17	天谷 友紀	あまや とものり	第三寺島小	2 期
18	田村 美帆	たむら みほ	曳舟小	2 期
19	矢澤 大輔	やざわ だいすけ	中川小	1 期
20	林 紀美子	はやし きみこ	東吾孺小	4 期
21	井坂 文晴	いさか ふみはる	押上小	2 期
22	小野 俊一	おの しゅんいち	八広小	11 期
23	増田 浩次	ますだ こうじ	隅田小	3 期
24	松村 明子	まつむら あきこ	立花吾孺の森小	3 期
25	櫻井 まゆみ	さくらい まゆみ	梅若小	2 期
26	坂井 博	さかい ひろし	少年団体	6 期
27	山形 則子	やまがた のりこ	少年団体	1 期

教 育 委 員 会 連 絡 日 程

1 日 時 令和8年4月16日(木) 委員会終了後

2 場 所 教育委員会室

3 事務局連絡事項

(1) 令和8年度運動会の日程について(参考1)

(2) 「すみだ教育指針」の改定方針(案)について(参考2)

4 その他

令和8年度 墨田区立小・中学校及び幼稚園 運動会日程表

令和8年4月1日現在

学校・幼稚園名		実施日	時 間	場 所	雨天時 予備日	予備日 時間	予備日 場所	備 考
小 学 校	緑 小学校	5 月 30 日 (土)	8:35 ～ 14:00	校庭	5 月 31 日 (日)	8:35 ～ 14:00	校庭	
	外 手 小学校	10 月 24 日 (土)	8:45 ～ 14:00	校庭	10 月 25 日 (日)	8:45 ～ 14:00	校庭	
	二 葉 小学校	11 月 7 日 (土)	9:00 ～ 14:00	両国中学校校庭	11 月 8 日 (日)	9:00 ～ 14:00	両国中学校校庭	
	錦 糸 小学校	5 月 30 日 (土)	9:10 ～ 13:20	錦糸公園グラウンド	5 月 31 日 (日)	9:10 ～ 13:20	錦糸公園グラウンド	閉会式は校庭
	中 和 小学校	5 月 30 日 (土)	8:35 ～ 14:30	校庭	5 月 31 日 (日)	8:35 ～ 14:30	校庭	
	言 問 小学校	10 月 17 日 (土)	8:50 ～ 12:15	校庭	10 月 20 日 (火)	8:50 ～ 12:15	校庭	
	小 梅 小学校	6 月 6 日 (土)	8:45 ～ 12:30	校庭	6 月 7 日 (日)	8:45 ～ 12:30	校庭	
	柳 島 小学校	5 月 30 日 (土)	8:40 ～ 12:30	校庭	5 月 31 日 (日)	8:40 ～ 12:30	校庭	
	業 平 小学校	10 月 31 日 (土)	8:45 ～ 14:00	校庭	11 月 1 日 (日)	8:45 ～ 14:00	校庭	
	両 国 小学校	10 月 17 日 (土)	8:20 ～ 12:15	校庭	10 月 18 日 (日)	8:20 ～ 12:15	校庭	
	横 川 小学校	6 月 6 日 (土)	8:45 ～ 12:30	校庭	6 月 7 日 (日)	8:45 ～ 12:30	校庭	
	菊 川 小学校	10 月 24 日 (土)	8:50 ～ 14:20	校庭	10 月 25 日 (日)	8:50 ～ 14:20	校庭	
	第三吾嬬 小学校	10 月 24 日 (土)	8:30 ～ 12:20	校庭	10 月 27 日 (火)	8:30 ～ 12:20	校庭	
	第四吾嬬 小学校	5 月 17 日 (日)	8:50 ～ 12:00	校庭	5 月 19 日 (火)	8:50 ～ 12:00	校庭	
	第一寺島 小学校	10 月 17 日 (土)	8:45 ～ 12:00	校庭	10 月 18 日 (日)	8:45 ～ 12:00	校庭	
	第二寺島 小学校	10 月 17 日 (土)	8:40 ～ 12:20	校庭	10 月 18 日 (日)	8:40 ～ 12:20	校庭	
	第三寺島 小学校	10 月 24 日 (土)	8:35 ～ 12:30	校庭	10 月 25 日 (日)	8:35 ～ 12:30	校庭	
	曳 舟 小学校	5 月 30 日 (土)	8:30 ～ 12:20	校庭	5 月 31 日 (日)	8:30 ～ 12:20	校庭	学年別実施別紙のとおり
	中 川 小学校	10 月 17 日 (土)	8:45 ～ 12:45	校庭	10 月 18 日 (日)	8:45 ～ 12:45	校庭	学年別実施別紙のとおり
	東 吾 嬬 小学校	10 月 17 日 (土)	8:40 ～ 12:20	校庭	10 月 18 日 (日)	8:40 ～ 12:20	校庭	
	押 上 小学校	5 月 23 日 (土)	8:40 ～ 12:40	校庭	5 月 24 日 (日)	8:40 ～ 12:40	校庭	
	八 広 小学校	5 月 23 日 (土)	8:40 ～ 14:25	校庭	5 月 24 日 (日)	8:40 ～ 14:25	校庭	
	隅 田 小学校	10 月 17 日 (土)	8:40 ～ 12:40	校庭	10 月 18 日 (日)	8:40 ～ 12:40	校庭	
	立花吾嬬の森 小学校	6 月 6 日 (土)	8:45 ～ 12:05	校庭	6 月 7 日 (日)	8:45 ～ 12:05	校庭	
	梅 若 小学校	5 月 23 日 (土)	8:40 ～ 12:35	校庭	5 月 24 日 (日)	8:40 ～ 12:35	校庭	
中 学 校	墨 田 中学校	5 月 30 日 (土)	8:50 ～ 15:00	校庭	6 月 2 日 (火)	8:50 ～ 15:00	校庭	
	本 所 中学校	5 月 30 日 (土)	9:30 ～ 15:30	フクシ・エンタープライズ 墨田フィールド	5 月 31 日 (日)	9:30 ～ 15:30	フクシ・エンタープライズ 墨田フィールド	
	両 国 中学校	6 月 6 日 (土)	8:25 ～ 12:15	校庭	6 月 9 日 (火)	8:25 ～ 12:15	校庭	午後 閉会式
	堅 川 中学校	5 月 23 日 (土)	8:30 ～ 12:30	錦糸公園グラウンド	5 月 24 日 (日)	8:30 ～ 12:30	錦糸公園グラウンド	
	錦 糸 中学校	5 月 23 日 (土)	9:45 ～ 15:00	ひがしんアリーナ				雨天決行
	吾嬬第二 中学校	5 月 30 日 (土)	8:30 ～ 15:30	校庭	6 月 3 日 (水)	8:30 ～ 15:30	校庭	
	寺 島 中学校	5 月 30 日 (土)	8:30 ～ 14:00	校庭	5 月 31 日 (日)	8:30 ～ 14:00	校庭	
	文 花 中学校	5 月 31 日 (日)	9:00 ～ 15:00	校庭	6 月 2 日 (火)	9:00 ～ 15:00	校庭	
	文花中学校(夜間学級)	10 月 3 日 (土)	13:00 ～ 15:30	足立区立第四中学校	10 月 3 日 (土)	13:00 ～ 15:30	文花中学校体育館	
	桜 堤 中学校	5 月 30 日 (土)	8:30 ～ 16:30	校庭	6 月 2 日 (火)	8:30 ～ 16:30	校庭	
	吾嬬立花 中学校	5 月 30 日 (土)	9:00 ～ 12:30	校庭	6 月 2 日 (火)	9:00 ～ 12:30	校庭	午後 表彰式 (生徒のみ)
幼 稚 園	緑 幼稚園	10 月 10 日 (土)	9:00 ～ 11:20	緑小学校体育館				雨天決行
	菊 川 幼稚園	10 月 17 日 (土)	9:00 ～ 12:00	菊川小学校体育館				雨天決行
	第三寺島 幼稚園	10 月 17 日 (土)	9:20 ～ 12:00	第三寺島小学校校庭	10 月 17 日 (土)	9:20 ～ 12:00	第三寺島小学校体育館	
	立 花 幼稚園	10 月 10 日 (土)	9:30 ～ 11:30	園庭	10 月 10 日 (土)	9:30 ～ 11:30	立花体育館	

令和8年度 墨田区立小・中学校及び幼稚園 運動会日程表(学年別実施)

曳舟小学校

学年	日時	時 間	場 所	雨天時 予備日	予備日 時間	予備日 場所
1, 3, 5年	5月30日(土)	8:30 ～ 10:20	校庭	5月31日(日)	8:30 ～ 10:20	校庭
2, 4, 6年		10:30 ～ 12:20			10:30 ～ 12:20	

中川小学校

学年	実施日	時 間	場 所	雨天時 予備日	予備日 時間	予備日 場所
1, 2年	10月17日(土)	10:05～11:20	校庭	10月18日(日)	10:05～11:20	校庭
3, 4年		8:45～10:05			8:45～10:05	
5, 6年		11:20～12:45			11:20～12:45	

令和 8 年 4 月 日
すみだ教育研究所

「すみだ教育指針」の改定方針（案）について

1 現すみだ教育指針（令和 5 年度～令和 8 年度）

「すみだ教育指針（以下、「本指針」という。）」は、墨田区基本構想に描かれた子どもたちの姿を実現するための教育分野における最上位計画であるとともに、教育基本法に定める教育振興基本計画とし令和 5 年 3 月に策定したものである。

本指針は「墨田区基本構想」、「墨田区基本計画」、「墨田区教育施策大綱」及び「教育目標」に基づいて、主に学校教育分野における目標・推進計画等を示している。

なお、計画期間については基本計画（中間改定）及び墨田区教育施策大綱の改定時期が変更となったことにより、令和 8 年度までとしている。

2 すみだ教育指針の改定方針（令和 9 年度～令和 13 年度）

本指針の基本的な考え方、内容等を継承しつつ、この間の区政の動向及び国・都等を含めた社会経済状況の変化に対応すべく、必要な修正等を行う。計画期間は令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間とする。

「墨田区基本構想」、「墨田区基本計画」、「墨田区教育委員会教育目標」及び「墨田区教育施策大綱」の方向性を踏まえ改定する。

「教育振興基本計画（第 4 期：令和 5 年度～令和 9 年度）（文部科学省）」及び「東京都教育ビジョン（第 5 次：令和 6 年度～令和 10 年度）（東京都教育委員会）」における方向性を踏まえるとともに、その他の国及び東京都の教育施策の動向に必要な応じて対応する。

本指針の推進計画の実施状況について、教育委員会の第三者評価の結果を踏まえ検証し、引き続き取り組む課題、新たに取り組む課題、緊急に対応する課題等の優先順位を明確にし、必要な応じて数値目標を設定する。

3 新すみだ教育指針の位置付け

本指針は、区の基本計画、教育施策大綱を受けて改定する、教育分野における最上位計画であり、この位置付けは今回の改定においても継承する。

学校教育を中心に据え、区が果たすべき役割を明確にした指針とする。

4 区民参加

保護者意識調査

保護者を対象とした意識調査を実施し、得たデータを改定に役立てる。

児童・生徒質問調査

墨田区学習状況調査及び全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問調査で得たデータを必要に応じて改定に役立てる。

パブリックコメント

中間のまとめの時点で作成する案について公表し、パブリックコメントを実施する。

5 改定の体制

教育委員会事務局内に「検討会」(構成：学識経験者、次長、各課長)を設置し、検討するとともに、作業部会として「幹事会」を設け、各課係長(主査)による改定作業を行う。

6 改定スケジュール(予定)

令和8年4月～7月	意識調査、各課作業
令和8年5月	検討会(第1回)
令和8年7月	検討会(第2回)
令和8年9月	検討会(第3回)
令和8年11月	中間のまとめ(案作成)教育委員会報告
令和8年12月	パブリックコメント実施、改定案議会報告
令和9年1月	検討会(第4回)
令和9年2月	教育委員会決定
令和9年3月	議会報告